

高知県海外現地アドバイザー（インド）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本県のインド共和国での展開等に係る取組において、事業を着実に推進するため、現地の商取引等に関する知見や現地政府機関及び民間企業との人脈を有する専門家を高知県海外現地アドバイザー（インド）（以下「アドバイザー」という。）として設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 アドバイザーの職務内容は、次のとおりとする。

- （1）県が行う、インド共和国での展開等に係る施策に関する助言や支援
- （2）県内事業者が行う、インド共和国での展開等に係る取組に関する助言や支援
- （3）高知県とインド共和国政府機関等との間で締結した、または今後締結する覚書（MOU）に基づく取組に関する助言や支援

（委嘱）

第3条 アドバイザーは、設置目的に照らして適当と認められる者の中から、知事が委嘱する。

（任期）

第4条 アドバイザーの任期は、原則として1年とする。ただし、再任を妨げない。

（守秘義務）

第5条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

（謝金及び費用弁償）

第6条 アドバイザーが業務に従事した場合は、予算の範囲内において謝金を支給するものとする。また、活動に伴う旅費は、県の旅費規程に基づき別途支給する。

（庶務）

第7条 アドバイザーに関する庶務は、高知県商工労働部工業振興課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。